

令和5年 決算審査特別委員会 会議録

招 集 年 月 日	令和5年9月13日（水曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	9月13日 15時00分 島袋 勉委員長宣言			
閉 会	9月13日 16時41分 島袋 勉委員長宣言			
出 席 委 員 （ 応 招 委 員 ）			7	島 袋 勉 委 員
	2	知 念 邦 夫 議 員	8	島 袋 義 範 委 員
	3	宮 城 弘 和 議 員	9	亀 里 敏 郎 委 員
	5	虻 江 修 委 員	10	名 嘉 實 委 員
	6	並 里 晴 男 委 員	11	内 間 広 樹 委 員
欠 席 委 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 山城直也君 主 査 金城成君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	名 城 政 英 君	副 村 長	内 間 常 喜 君
	教 育 長	玉 城 洋 之 君	総 務 課 長	西 江 忍 君
	福 祉 課 長	島 袋 裕 次 君	住 民 課 長	平 敷 兼 清 君
	会 計 管 理 者	玉 城 睦 美 君	企 画 課 長	島 袋 英 樹 君
	農 林 水 産 課 長	浦 崎 悟 君	建 設 課 長	知 念 利 次 君
	商 工 観 光 課 長	金 城 幸 人 君	教 育 行 政 課 長	新 城 米 広 君
	医 療 保 健 課 長	万 寿 祥 久 君	公 営 企 業 課 長	玉 城 正 朝 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	知 念 浩 司 君	総 務 課 長 補 佐	古 堅 裕 喜 君
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

## 令和5年決算審査特別委員会議事日程（第1号）

令和5年9月13日（水）午後3時00分 開 会

日程	議案番号	件 名
第1		会議録署名委員の指名（8番 島袋義範委員・9番 亀里敏郎委員）
第2	認定第2号	令和4年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定について
第3	認定第3号	令和4年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
第4	認定第4号	令和4年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第5	認定第5号	令和4年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第6	認定第6号	令和4年度伊江村水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
第7	認定第7号	令和4年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算の認定について

## ○ 委員長 島 袋 勉 君

ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

(開会時刻15時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第127条の規定によって、8番 島袋義範委員、9番 亀里敏郎委員を指名します。

日程第2 認定第2号 令和4年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

お手元にあります歳入歳出決算書、21ページからお開きください。

これから質疑を行います。歳入、款ごとに質疑を許します。

1款村税。22ページから24ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。2款地方譲与税。24ページから26ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。3款利子割交付金。4款県民税配当割市町村交付金。26ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。5款県民税株式等譲渡所得割市町村交付金。26ページから28ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。6款法人事業税交付金。7款地方消費税交付金。8款ゴルフ場利用税交付金。9款環境性能割交付金。28ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。10款国有提供施設等所在市町村交付金。11款地方特例交付金。30ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。12款地方交付税。30ページから32ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。13款交通安全対策特別交付金。14款分担金及び負担金。32ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。15款使用料及び手数料。34ページから36ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。16款国庫支出金。36ページから42ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。17款県支出金。42ページから48ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。18款財産収入。48ページから50ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。19款寄附金。50ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。20款繰入金。50ページから52ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。21款繰越金。52ページから54ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。22款諸収入。54ページから56ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。23款村債。56ページ。〔「進行」の声あり〕

歳入一括して質疑を許します。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

進行します。歳出、款ごとに質疑を許します。

1款議会費。60ページから61ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。2款総務費。62ページから78ページ。質疑はありますか。〔「進行」の声あり〕

進行します。3款民生費。78ページから90ページ。8番 島袋義範委員。

## ○ 8番 島 袋 義 範 委 員

民生費だと思います。この成果説明書の8ページ、1. 高齢者生きがい支援事業の中の⑫高齢者祝い金の支給について、お伺いしたいと思います。

今、私の手元に交付要綱がございます。受給資格ですけれども、この中には本村に90日以上居住し、かつ住民基本台帳に登録されているもの。というふうにうたわれています。そして第5条の交付申請には、村外の老人ホーム、障がい者施設に入所している場合は受給資格者の親族等が受給資格者に代わり申請すること

ができるとなっています。その7条の受給資格の喪失については、本村に住所を有しなくなったときというふうにあるんです。これ整合性通るかな。普通、村外の施設に入ったら、住所も村外の住所になってしまうんです。村外の施設に入るとですね。

今回、100歳以上7人にお祝い金が支給されたようですけれども、ちょっと休憩してもらえませんか。

○ 委員長 島袋 勉 君

休憩します。

(休憩時刻15時16分)

再開します。

(再開時刻15時16分)

8番 島袋義範委員。

○ 8番 島袋 義 範 委員

ある方が97歳、住民課で調べましたけれども、平成25年に村から転出されています。97歳のときに村外に転出されているんです。そして村外の施設に入ってからもう10年になります。現在107歳、先月か107歳のお祝い、誕生日をしたというふうに聞いておまして、その方はまだ頭もしっかりらしいです。97歳になるまで村内におられ、婦人会のアドバイザーみたいなこと。あるいは後輩にアダンの帽子のそういうものの指導など、あるいは方言指導など、これまで本村のために相当御苦労された方なんです。この要綱が、伊江村敬老祝い金交付要綱となっているけれども、こういう高齢者の皆さんがこれまで一生懸命、村のために、自分でやることは、個々の個人個人が一生懸命やることの積み重ねが村の発展なんです。この方は教員もされて、村のためにすごく貢献された方です。そういう方が今回の対象から外れているというのに、ちょっと疑問を感じております。またこの要綱を見ても、さっき言ったように受給資格の本村で90日居住して、かつ住民基本台帳に登録されている。次の交付申請では老人ホームに入っている者は、だれか親族が申請できるとなっているのに、次の時点は資格喪失、本村に住所を有しなくなったときとかなっているんです。担当課長に聞きます。今回交付されたと思いますけれども、今年の敬老祝い金、これは対象外ですよ。

○ 委員長 島袋 勉 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島袋 裕 次 君

要綱上に、第2条に、先ほどおっしゃられておりました、本村に90日以上居住し、住民基本台帳に登録されている者となっておりますので、今おっしゃられる方につきましては、今は本村に住所がありませんので、こちらのほうでは把握できない状況に今なっております。

○ 委員長 島袋 勉 君

8番 島袋義範委員。

○ 8番 島袋 義 範 委員

村長にお伺いします。先ほど話をしたとおり、この方は相当、村のために貢献されています。これは皆さんが異口同音に認める方ですけれども、その方のこの祝い金が交付されないことに関して、村長はどういうお考えですか。どのように考えるかをお伺いします。

○ 委員長 島袋 勉 君

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

後ほど、結論といいますか、考え方というのは、村長からあるかもしれませんが、私のほうから。委員がおっしゃっているこの方の歴史的、文化的、教育的、活動というのは、本当に周知のとおり、私以上に委員の皆様の方が御存じなのかもしれませんし、貢献度は大変なものだというふうに思いますし、お話を聞くとなんか人情といいますか、思いとしては理解できる場所もございますけれども、この交付要綱上を見ると、村

長の裁量とかそういったものもございませんし、やはりこの門戸を開いてしまうと、ほかの祝い金であったり何かの支給の規則とか要綱にも影響してくるのかなというところもございますので、この要綱上ではちょっと厳しいのかなと。慎重に扱わなければいけないのかなというふうに感じているところでございます。

○ 委員長 島袋 勉 君

8番 島袋義範委員。

○ 8番 島袋 義 範 委員

そこで受給資格の欄の2条の第2項を設けて、村長昨日の議会で、いろんなものにその他村長が認めるものという欄が大体ありますという答弁がありました。そういうことで、これについてもそういう欄を設けて、そういう方々には差し上げるべきではないか。これは祝い金となっているけれども、私に言わせれば敬老、感謝金です。これまで御苦労さんでしたという意味合いの敬老金だと思います。ぜひですね、いろいろと内部で検討していただきたいと。この変更については、これがあまり拡大解釈すると、じゃあ「郷友会のオバーたちもみんなか」というふうになるかもしれませんけれども、その辺は97歳まで村にいて、いろいろと御指導をいただいたんです、島から出られて10年です。住民票を調べると。そういうふうなことがあって、ぜひこれを調べて調整、内部で来年からは検討してほしいと思います。

それとあと1点、出産祝い金ですか、あれに比べると額が少ないと、これまでの御苦労に値するには、85歳からもらえる。私はまだ11年ありますけれども、お隣の人はもうすぐかもしれませんけれども、90歳から95歳でも1万円、96歳から104歳で3万円、105歳から109歳で10万円、110歳以上で20万円。今度100歳以上が島に住所を置いておられる人で最高齢は104歳だったかな、が7人というふうに聞いたと思います。この件について村長、これはもう担当のほうで検討するのではなくて、村長がこれは英断を持ってそうするというふうなことでやらないといけないと私は思っていますけれども、そういう島に貢献度のある方については、金額の増額についてこの2点について、ぜひ検討していただきたいと。村長のほうから、一言お願いします。

○ 委員長 島袋 勉 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

ただいま御質疑がございましたが、まずは長寿は人生の最大の徳であるとありますが、まずは考え方なんですけれども、やはり現住所を有しているか、有していないかというところにやはり私たち行政にいる者としては、その対象になるかならないかをこれ判断するのはこれは当たり前前の常識的な話であります。今先ほど義範委員からも、老人ホームに入ると住所は全部移転するという話ですが、そうじゃないんじゃないですか。私は後期高齢者保険に加入されていて、島にいる住所を有してホームにいる方も結構いると思ってるんですが村外でも。村内に住所を有しているけれども、村外の施設にいる方もいるんです。どちらかはこれは別として、そういうこともありますし、やはり先ほどある先生のこれまでの貢献度につきましても、十分私も御理解できますし、島袋委員からありました件についても、本当に同調したいぐらいの気持ちもありますが、しかしやはり人の命、生命というのをこれまでの人生の貢献度だけで計り知れることができるのか。同じ100歳であっても、貢献したからとか、しなかったからということで、判断することについては、なかなか難しいものがあるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、この件については、いろんな考え方があるだろうと思いますが、確かに97歳カジマヤーまでは、伊江島にいらしたと。途中に出ていかれたということもあって、これまでの伊江島への貢献度も高かったということについても、十分理解できます。まずは村長の英断という話もありますが、行政はやはりこれまで継続的にやってきておりますし、今の時点でどのように変えるかということも、今すぐ私は判断できないんですが、この祝い金については何年前か。

4年前に、平成30年ぐらいに、今は100歳以上の方も1万円ぐらいだったのを、一気に3万円ぐらいに上げたこともありますけれども、まずは今後そういったことで長寿の方々、たくさん増えていることも願いながらも、やはり内部でもう少し検討させていただきたいということと。

先ほどの老人ホームに、島の方が面倒見ている、そして村外の老人ホームに入ったがために、この住所を移転するのが条件になっているかどうかについても調べさせてもらって、先ほどの御要望についても検討させていただければというふうに考えておりますので、そういうことで今回は御理解いただければというふうに思います。いずれにしても、検討させていただきます。

○ 委員長 島袋 勉 君

8番 島袋義範委員。

○ 8番 島袋 義 範 委員

今、個人名を休憩中に話をしまして、この方の貢献度を話をしたわけですが、貢献度だけではないです。100歳以上はみんなもらえるわけだから、貢献度でやる、やらないという村長は今、おっしゃっていましたが、そういう意味ではないです。これまで島にいらしたけれども、施設に入院するために村外に出られた人は、住所はなくても払ったらどうかという、私の意見です。住所は向こうにしかできなければ、この施設に入れないと。その先生が10年前は、老人ホームも入れなかったんです、いっぱい。たまたまその人は、島に身内がない、娘さんが那覇市にいるということで、向こうが便利だということも2つあって、入ろうとしたけれどもいっぱい入れなかった。そういうこともあって出ていかれたわけです。ですから先ほど言った、島にいらしてただ施設に5項の交付申請の「村外の老人ホームに入っている」というくだけがあるんです。だから認めてもいいんじゃないかというふうに私は思ったわけです。

この要綱を見ますと、2条の受給資格と5項の交付申請をする者、老人ホームに入ったと。次に資格喪失で、住所を有しなくなったときというふうにあるんです。先ほど言っていた老人ホームについても、住所は向こうでなくても入れるかもしれないし、向こうでないと駄目だというものがあるんでしたら、それを救う道も1点考えてほしいというふうに希望申し上げておきます。以上です。

○ 委員長 島袋 勉 君

ほかに質疑はありませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。4款衛生費。90ページから98ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。6款農林水産業費。98ページから116ページ。3番 宮城弘和委員。

○ 3番 宮 城 弘 和 委員

105ページの6款5目の畜産業費、10節需用費についてお伺いしたいと思います。令和4年12月の定例会で、畜産総合施設のプレオープンという形で母牛を50頭ほど試験的に飼養するための餌代が、補正予算で計上されております。決算書を見る限り執行されておりますが、そのプレオープンで何頭の母牛が試験的に飼養されたのか。その実績をお伺いしたいと思います。

○ 委員長 島袋 勉 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

プレオープンをしたいということで、飼料費などの需用費を計上させていただきました。その後調整したんですが、なかなか令和4年度中に導入することが、かなうことができずに、試験的に旧年度に導入するということは行いませんでした。

○ 委員長 島袋 勉 君

3番 宮城弘和委員。

○ 3番 宮城弘和委員

飼養実績がないということでございますけれども、この補正予算が12月定例会ということで、3か月間の猶予しかないところに、そういう補正予算を確保するということは、普通でしたらそういうプレオープンに向け飼養の試験をするのであれば、事前に農家と十分に調整して実施する事案だと思っておりますけれども、予算は確保した。しかし実績はないんですが、予算は執行されているということは、予算の会計年度独立の原則から言いますと、疑問が残るような支出の仕方かと思っているんですが、その辺はどうお考えですか。

○ 委員長 島袋 勉 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟 君

会計年度独立の原則の中、飼料費につきましては、新年度に入ってから導入したときの牛に利用できるということで、旧年度中に飼料を提供できる農家と調整、時間をかけて図ってまいりましたので、その契約した農家の方々から優良な飼料を導入させていただきました。今残っているものについては、燃料費や光熱費の残が不用額として残っております。おっしゃるように、12月に補正をして、年度末間近に補正したものが執行できなかったという御指摘は、真摯に受け止めて、このようなことがないように、しっかりと予算の管理をしていきたいと思っております。このたびは大変、このような予算の措置の仕方をして、担当課としても尽力、努力をしたんですが、執行できない結果となりました。反省して、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○ 委員長 島袋 勉 君

2番 知念邦夫委員。

○ 2番 知念邦夫委員

宮城弘和委員の質疑にも関連するんですけれども、畜産総合施設の計画に母牛、子牛、肥育という体系で計画が立てられていると思っておりますけれども、計画と実績と報告をお願いします。

○ 委員長 島袋 勉 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟 君

令和5年の4月から妊娠牛、子牛、肥育牛ということで受入れをしております。妊娠牛と子牛につきましては、農家からの預託、肥育牛につきましては直接、今帰仁セリ市場、そして伊江家畜市場において、JA伊江支店が直接、セリ落として肥育しているという状況であります。4月から8月までの導入頭数になりますが、妊娠牛として7頭、子牛預託として15頭、肥育として64頭、現在おります。

合計86頭になりまして、今年度は40%の稼働を目指しておりました。計画数で収容計画数が、今年度が338頭のうち86頭なので、稼働率にすると25%、今年度の計画に対してという稼働になっております。

○ 委員長 島袋 勉 君

休憩します。

(休憩時刻15時31分)

再開します。

(再開時刻15時32分)

2番 知念邦夫委員。

○ 2番 知念邦夫委員

今言ったのは、これは令和4年度決算審査で最後ということで、確認のために聞いております。以上です。

○ 委員長 島袋 勉 君

ほかに質疑はありますか。〔「進行」の声あり〕

進行します。7款商工費。116ページから120ページ。8番 島袋義範委員。

## ○ 8番 島袋 義範 委員

成果説明書の46ページ、その中の伊江村観光地周遊バス運行事業委託業務321万7,500円について、お伺いします。

去年は9月に夏休み終わったら、土曜日と日曜日を周遊したと。しかし今年は、土曜日、日曜日だけではなくて、平日も毎日今、8便運行しています。城山あるいは旅行村でこのバスを見る人が「チュンウラングートゥ、ズィニーパラエルバーカヤ」という話があっちこっちで出ておまして、質疑をするわけですけども、私も老人会に入っておりまして、ゲートボールを楽しむような年になりました。明日、老人のゲートボール大会がドームで行われます。そして5日から毎日、練習のために午前中も午後も、午前中は東江前と川平か、午後はほかの区の老人が、向こうでゲートボールを練習しています。私も議会がなければ明日の選手でしたけれども、議会があったために参加できませんけれども。そこで「イーヤチュンヌランバスナイ、ズィニーパラユルバイ」と「ヌーシー、アイチュルバーガ」と言われているんです、私は。たまたまドームにいたから、この話は、この老人だけじゃなくて、島中でその話題になっているんです。村長の耳には入っていないんですかね。

私は今年の契約額が、去年は300万円余りですけども、今年が連続72日ですか。去年は52日でした。72日で497万2,000円という金が契約らしいです。「ウンナムウンパラユルズィニー、アルムンデレー。医療保険にヤッツァナセーシルムン」と「国民健康保険税ヤッツァナセーシルムン」と私は言われました。村長にそう言う人は、いないんですかね。その辺、村長どう思うかお伺いします。

## ○ 委員長 島袋 勉 君

村長 名城政英君。

## ○ 村長 名城 政 英 君

ただいまの伊江ビーチと港をつなぐシャトルバスの件だと、城山もだね。この件につきましては、これまでも特に伊江ビーチあたりの売店、それから城山の売店あたりからの、担当課に対しての、やはりビーチに対してこの夏、観光で来ても、やはり足がないということもあって、そこにシャトルバスを走らせて、まずは夏場の観光振興を図ろうというねらいから、それを始めてみました。先ほど委員からありました「人が乗っていない」とか云々というのは、スタートのときはスタート式といいますか。それに参加をしましたが、その後は、これに乗っているとか、乗っていないとかというのは、正直そういった苦情めいた話は直接的に、私のところには来ていないのが現状であります。今言うようなことも含めてこれ今後のあり方、どのようにしていくかについては、今後考えていかないかといけないのかを含めて、観光協会も含めて話し合いをしていかないかといけないことだというふうにも今、感じているところです。

## ○ 委員長 島袋 勉 君

8番 島袋義範委員。

## ○ 8番 島袋 義範 委員

今ですね。これまでの輸送実績といいますか。輸送の人数、資料を持っていますけれども、去年が890人、これ延べです。延べだから半分なのかな。必ずしも半分とは言えないかもしれませんが、890人で321万7,500円が支払いされています。今年はというと、延べで1,900人。なぜかという、今年がコロナが落ち着いたから、休み中には1,600人乗っています。利用されています。その後の9月に入ってから、何人かという134人です。これ8回運行しているんです。向こうでゲートボールでドームで練習していると。午前中に3回も4回もバスが来るんです。たまには「降りもしない、乗りもしない」と、「イーヤヌーシュルバーガ」と、私は言われたんです。これはもっと検討すべきだと私は思います。これぐらいにしておこうかな。



あと1点。夏休みは私は理解できる。休みが終わってから今度、学校が始まったのが24日、25日ですよ。からすると25日だった始業式は。25日あとは、何人なんです。わずかなんです。あとで資料を村長見てほしいけど。そういう話が何回も言われるもので、私は嫌になって。これは一般質問にもいつか、あのバスをゆり祭りのときに言おうかと思ったけど、通告していないもので我慢して、今私は言っているわけです。もうちょっと検討してほしいと。500万円近くも支払いしているわけだから。これは誰が見たって、私だけじゃなくて、老人の皆さんがみんな見ているわけだから、明日は120～130人の人が向こうに来るわけだから、余計に話が出ると私は思います。

○ 委員長 島袋 勉 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金城 幸 人 君

昨年からはじめた周遊バスでございますが、今年9月も平日全て実施しようということでやっておりますが、やはり9月に入りまして平日はがらがらの状態も続いているのは事実でございます。今回しっかりと実績を受け止めて、乗っていない便とかもしっかり把握しておりますので、また昨年みたいに土日だけ運行するかとか、いろいろと検証をして、しっかりとデータを踏まえた上でまた次年度生かしていきたいと思っております。

○ 委員長 島袋 勉 君

休憩します。

(休憩時刻15時47分)

再開します。

(再開時刻15時53分)

6番 並里晴男委員。

○ 6番 並 里 晴 男 委員

商工振興費に伺います。主要施策の成果説明書の47ページ、一番下のほうに観光案内板機能向上促進事業があります。これは村内14か所に観光案内板を設置した事業と思います。それでその案内板ですが、その案内板の写真と場所、位置とかは村内の全域に書かれた案内板で、きれいな着色でされています。さらにそばには、伊江村の歌碑の写真も何箇所か載っています。そこで今回質疑しているのは、教育委員会のこの歌碑についてはQRコードがついているんです。そうするとQRコードからこの歌碑のどういったものであるということで、このQRコードで分かるわけです。しかし村内各地の名勝の中に、例えばマーガとか、あるいはミンカザントウとか、そういった本当に呼称的な名前とかあって、もちろん一応はわかるわけですが、それって何なのというような感じがなかなか分からないことがあって、できたらこのところにQRコードとかもつけて、そのミンカザントウとか、マーガとか、そういったのがこの携帯、スマホとかでわかるような施策が必要だったんじゃないかと思ひまして、質疑をしています。今後の何か対応策は。これについて、その見解を伺って、何か対応策でもないのかどうか。お伺いします。

○ 委員長 島袋 勉 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金城 幸 人 君

観光案内板ですが、当初私たちの計画の中では、また新たに刷新して張り替えしようということで、写真も新しいものに入れ替えてやっていこうということで計画をしておりましたが、このQRコードまでの話には内部では至らなかったという点がございまして。以前から御指摘もありましたし、今後もしこういった、島に来たらまたこういった観光パンフレットもあるんですが、もちろん利用者からしますとQRコードで読み取りしたら、その情報がぱっとわかるというのも確かに、いいシステムでもあります。今後もしこのQRコードをあの板にシールでも貼ってしまうと見栄え的にどうなのかとか。ちょっとまだそれも内部でも検討

しておりますので、その辺の費用とかもまたいくらかかるかちょっと積算してみないとわかりませんので、今後協議させていただきたいと思います。

○ 委員長 島袋 勉 君

ほかに質疑ありますか。〔「進行」の声あり〕

進行します。8款土木費。120ページから127ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。9款消防費。128ページから130ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。10款教育費。130ページから150ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。11款災害復旧費。150ページから151ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。12款公債費。152ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。13款諸支出金。152ページから154ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。14款予備費。154ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。歳出、一括して質疑を許します。

8番 島袋義範委員。

○ 8番 島袋 義 範 委員

成果説明書の57ページ、真謝区・西崎区住環境負担軽減事業について。これは私は年々、建設単価も上がるよと早めにやったほうが将来的に金の持ち出しも少なくなるよという一般質問で質疑をしたことがありますけれども、これを今計算してみると、令和4年度の繰り越し分も入れて52件になっています。令和5年度は幾ら終わる予定なのか。全体では幾らなのか。それと真謝区の戸数、西崎区の戸数は幾らなのか。お伺いします。

○ 委員長 島袋 勉 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島袋 英 樹 君

1点目の質疑の、令和5年度の件数につきましては、予定して設計が終わっておりますので、今年度予定といたしまして、10月中に10件、令和5年度予算分、現年度分して10件、今発注を予定しております。そして全体、真謝区59世帯、西崎区165世帯、合計224世帯でございます。

○ 委員長 島袋 勉 君

8番 島袋義範委員。

○ 8番 島袋 義 範 委員

まだまだ時間がかかりそうで、早めに予算もとって、毎年お願いというのか、希望するのは予算をたくさんとってくれと。早めにしてくれということですので、また来年ももしできたら補正でもとってでも早めにするようにしていただきたいと希望します。

○ 委員長 島袋 勉 君

ほかに質疑はありませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第2号 令和4年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第2号 令和4年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定について、

認定することに決定いたしました。

休憩します。

(休憩時刻16時04分)

再開します。

(再開時刻16時18分)

日程第3 認定第3号 令和4年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

これから質疑を行います。194ページ、1款診療事業収入から197ページ、5款繰越金まで。歳入、一括して質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

進行します。歳出、200ページ、1款一般管理費から205ページ3款予備費まで。歳出、一括して質疑を許します。

11番 内間広樹委員。

#### ○ 11番 内 間 広 樹 委 員

主要施策の成果説明書の17ページ、こども医療費助成事業について、1点お伺いしたいんですが、下の括弧囲みの表、0歳児から中学校までは現物給付で医療費支援しています。高校生については、償還払いという説明を受けているんですが、右のほうにいくと、高校生で令和4年度に現物給付をされているのが39件あるんですが、これはどういった事案だったのかお伺いします。

#### ○ 委員長 島 袋 勉 君

医療保健課長 万寿祥久君。

#### ○ 医療保健課長 万 寿 祥 久 君

この17ページの(11)こども医療費助成事業の表中、高校生の欄の中段あたりに現物給付助成延件数39件、それと令和4年度の金額が10万5,492円というふうに表記をしております。こちらにつきましては、備考に書かれているとおり、平成30年4月1日から高校生の通院まで拡充ということで、こちら村の単費で償還払いという形で、一旦、自己負担分を出してもらって、あとの請求書を申請してもらって振込でお支払いをするのが償還払いなんですが一応、高校生については、そういう制度運用をしております。なぜここに、その償還払いの高校生のところに現物給付があるかという、どういうケースかという御質問ですが、今手元に持っているんですけども、2つの受給者証を交付しています。このオレンジ色が、まず最初は紫色のほうで現物給付、要するに中学生以下の児童生徒、子ども達にこれを交付して、病院でこれを出すと窓口支払がなく、病院から連合会を通じて、こちらのほうにこの自己負担3割分も支払いをするという現物給付のそれを提示すれば、そういう流れになります。

中学を卒業して、高校になりますと色が変わります。オレンジ色の受給者証にかえて、これに基づいて病院に提示すると償還払いというふうになります。恐らくいろんな何点かケースがあると思いますけれども、ここに表記して、実際に令和4年度に39件が高校生、本来償還払いが現物給付にあがってきていると事案を、想像して担当にも確認をしたら、まだ高校を進学しても15歳、生年月日の確認で恐らくこの受給者証の更新で、児童償還のオレンジのものを提示しないで、中学生のころから通っている病院でそのまま現物給付という手続で、窓口支払いを行わず、現物給付の請求が回ってきたという事案なのかなというふうに想定されます。これは医療機関の確認で、その分の切り替えのときに、高校生になっても現物給付扱いをしたというのが想定されております。ちなみにこの現物給付、償還払い、高校生の今実際に現物給付を行っている自治体もございます。例を挙げますと、直近で言いますと東村が令和4年度から高校生についても、現物給付を行っているという調べで、確認をしています。できれば本村も来年度に向けて、手続を踏んで、高校生についても現物給付で、窓口支払のない診療ができるような形で進めていきたいというふうに、この件を含めて今考えているところでございます。

#### ○ 委員長 島 袋 勉 君

休憩します。

(休憩時刻16時25分)

再開します。

(再開時刻16時27分)

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第3号 令和4年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第3号 令和4年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定することに決定いたしました。

日程第4 認定第4号 令和4年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

これから質疑を行います。228ページ、1款国民健康保険税から236ページ、11款市町村債まで。歳入、一括して質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

進行します。238ページ、1款総務費から251ページ、11款予備費。歳出、一括して質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第4号 令和4年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第4号 令和4年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定することに決定いたしました。

日程第5 認定第5号 令和4年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

これから質疑を行います。276ページ、1款後期高齢者医療保険料から281ページ、6款諸収入まで、歳入、一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

進行します。284ページ、1款総務費から287ページ、4款予備費まで。歳出、一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第5号 令和4年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第5号 令和4年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定することに決定いたしました。

日程第6 認定第6号 令和4年度伊江村水道事業会計利益の処分及び決算の認定について議題といたし

ます。

これから質疑を行います。

収益的収入、質疑を許します。16ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。収益的支出、17ページから19ページ、質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

進行します。資本的収入、支出20ページから21ページ、一括して質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第6号 令和4年度伊江村水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、採決いたします。お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第6号 令和4年度伊江村水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに決定いたしました。

日程第7 認定第7号 令和4年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算の認定について議題といたします。

これから質疑を行います。

収益的収入、質疑を許します。15ページから16ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。収益的支出、質疑を許します。17ページから19ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。資本的収入、支出一括して質疑を許します。20ページから21ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第7号 令和4年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算の認定について、採決いたします。お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第7号 令和4年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

決算審査特別委員会を閉会いたします。

(閉会時刻16時41分)

伊江村議会委員会条例第27条第1項の規定に基づき  
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

決算審査特別委員会委員長 島 袋 勉

署名委員（8番） 島 袋 義 範

署名委員（9番） 亀 里 敏 郎